

- (9) 当行の信用を毀損するような行為
- (10) 風説の流布、その他法律に反する行為
- (11) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
- (12) その他、当行が不適当・不適切と判断する行為

第 16 条 業務の実施・運営

当行は、本サービスの実施・運営の一部の業務について、当行グループ会社に業務委託できるものとします。これに伴い当行は契約者情報等について、必要に応じて当行グループ会社に開示するものとします。

第 17 条 関連規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、関係する各種預金規定、当座勘定規定および当座貸越約定書、ビジネスカードローン当座貸越契約書、振込規定等により取扱うものとします。なお、規定等を紛失された場合は取りまとめ店にお申し出ください。

第 18 条 契約期間

本サービスの契約期間は、申込日から 1 年間とします。また、契約期間満了日の 1 週間前までに当事者が別段の意思表示を行わない場合は、期間満了日の翌日から起算してさらに 1 年間継続するものとし、以後も同様とします。

第 19 条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条 協議事項

本規定等各条項の解釈について疑義を生じた場合、または本規定等に定めない事項については、当事者間で協議のうえ決定するものとします。また、本サービスの利用に関し当事者間で問題が生じた場合は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決するものとします。

■■■■■■■■■■ 依頼サービス規定 ■■■■■■■■■■ <<共通事項>>

第 1 条 依頼データの取扱い

- 受付**

契約者は、当行所定の受付時限までに依頼データの伝送を完了させるものとします。なお、受付時限は依頼データの種類により異なります。

1. 送信方式

- <電話承認方式>

契約者は当行から申込書等により届出たファクシミリ宛てに送信される当行所定の帳票により、伝送した依頼データを確認のうえ、当行所定の方法によりすみやかに承認手続きを行うものとします。当行は、承認手続きの完了をもって、契約者からの依頼が確定したものとみなします。
- <FAX送付方式>

契約者は資金移動の依頼データを送信後、処理指定日、件数、合計金額等を当行所定の書面により当行センターまたは当行の定めた場所へFAXにより通知を行うものとする。当行は受信したデータと書面の内容を、照合し、一致した時のみ指定日に処理します。
- 変更・取り消し**

電話承認方式は契約者が承認手続きをした後、FAX送付方式は契約者が資金移動を伴う事務処理をした後は、その依頼内容について変更・取り消しを行うことはできません。

- 有効期限**

契約者が伝送した依頼データは、当行所定の期間のみ有効です。
- 依頼データの瑕疵等**

(1) 当行が受け付けた依頼データに瑕疵がある場合は、契約者は依頼データを修正して再度伝送処理を行うものとします。

(2) 前項に該当するデータの瑕疵があった場合、または、本条2項に定める承認手続きが遅延したために当行が依頼サービスを行えなかったことによる損害について、当行はその責任を負いません。

第 2 条 依頼データの処理・確認

- 当行は所定の方法により、契約者が承認した依頼データを指定日に処理します。
- 依頼データの内容等について、契約者と当行との間に疑義が生じたときは、当行が相当期間保存する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。

<<給与（賞与）振込・総合振込>>

第 1 条 給与（賞与）振込の内容

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送を利用した方式で、報酬・給与・賞与等の振込事務を受託します。

第 2 条 総合振込の内容

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送を利用した方式で、総合振込事務を受託します。

第 3 条 受取人口座

振込を指定できる預金口座（以下「受取人口座」といいます）は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行および他の金融機関の国内本店にある当行所定の預金科目とします。

第 4 条 振込指定日

この取り扱いによる振込指定日は、当行所定の銀行営業日とします。

第 5 条 振込依頼

- 振込依頼データの伝送は、あらかじめ指定された当行所定の時限までに行うものとします。
- 振込依頼に際しては、振込先金融機関名、店舗名、預金科目、口座番号、受取人、振込指定日、振込金額等を当行の指定する方法で伝送してください。**

第 6 条 取引限度額

- この取り扱いによる取引 1 回あたりの限度額は、当行所定の金額の範囲で、当行所定の書面により契約者が届出た金額とします。**なお、取引限度額を超えた振込依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
- 当行は、この取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

第 7 条 振込の成立

- 振込契約は、当行が振込依頼を承認し、振込資金を受領したときに成立するものとします。
- 以下の各号に該当する場合、当行はその依頼がなかったものとして取り扱います。
 - 決済口座が解約済みのとき。
 - 契約者から決済口座について、支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを完了しているとき。
 - 差押等やむを得ない事情のため、当行が振込を取り扱うことが不適当と認めたととき。

第 8 条 振込資金の決済

- 振込資金を振込指定日の当行所定の日までに申込書等に記載した決済口座に入金してください。
- 当行は、依頼サービス規定<共通事項>第 1 条2項（2）により、振込の依頼内容が確定した後、各種預金規定、当座勘定規定または当座貸越約定書等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに振込資金および振込手数料を、契約者の指定する決済口座から引き落しのうえ、振込指定日に振込手続きを行います。なお、振込資金決済日に他の引き落としあるいは入金がある場合でも、取引は当行所定の順に行い、契約者が順位を指定することはできません。

第 9 条 振込手数料

- 給与（賞与）振込の受付にあたっては、当行所定の給与（賞与）振込手数料を申し受けます。
- 総合振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料を申し受けます。
- 振込手数料は、振込指定日の当行所定の日までに申込書等に記載した決済口座に入金してください。

第 10 条 振込手続き

- 当行は**振込依頼に基づき、当行所定の日に振込手続きを行います。**
- 給与（賞与）振込金の受取人に対する支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

第 11 条 入金通知

当行は、受取人に対し振込の入金通知は行いません。

第 12 条 組戻し

- 受付**

当行がやむを得ないと認めて組戻しを承諾する場合には、当行所定の手続きにて受けけるものとします。この場合、当行所定の組戻手数料を申し受けます。
- 資金の返却**

組戻しにより振込資金が返却された場合には、当該資金を引き落とした決済口座に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。
- 組戻しできない場合**

組戻しの依頼を受けた場合でも、振込資金が既に入金済みの場合等で、組戻しができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。

<<預金口座振替>>

第 1 条 預金口座振替の内容

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送を利用した方式で、契約者の顧客（以下「預金者」といいます）に対する売上代金等の請求について、本サービスを利用した預金口座振替収納事務を受託します。

第 2 条 引落口座

預金者からの引き落としを指定できる預金口座は、当行本店にある当行

所定の預金科目とします。

第 3 条 引落依頼

引落依頼データの伝送は、あらかじめ指定された当行所定の時限までに行うものとします。

第 4 条 取引限度額

- この取り扱いによる取引 1 回あたりの限度額は、当行所定の金額の範囲で、当行所定の書面により契約者が届出た金額とします。**なお、取引限度額を超えた引落依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
- 当行は、この取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

第 5 条 預金口座振替依頼書の受理

当行は預金者から預金口座振替依頼書（以下「振替依頼書」といいます）および預金口座振替申込書（以下「振替申込書」といいます）の提出を受け付けたときは、記載事項を確認のうえ振替依頼書を受理し、確認印を押印した振替申込書を預金者に返戻します。契約者が預金者から振替依頼書および振替申込書を受け付けたときは、これを当行に送付してください。当行は記載内容を確認のうえ振替依頼書を受理し、確認印を押印した振替申込書を契約者に返戻します。なお、振替依頼書等に印鑑相違その他の不備事項があるときは、これを受理せず契約者に返戻するものとします。

第 6 条 引落指定日

この取り扱いによる引落指定日は、あらかじめ申込書等に記載した銀行営業日とします。なお、引落指定日を変更する場合は、契約者が当行所定の書面より届出てください。また、この場合、変更に関して契約者が預金者に対して周知徹底を図るものとし、当行は預金者に対して特別な通知等は行いません。

第 7 条 預金口座振替の実施

当行は、依頼サービス規定<共通事項>第 1 条2項により、預金口座振替の依頼が確定した後、契約者から伝送された依頼データに基づき引落指定日に預金者の口座から各種預金規定または当座勘定規定等の定めにかかわらず預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに引き落とし処理を行います。なお、引き落とし処理は当行所定の順に行い、契約者が順位を指定することはできません。

第 8 条 引落資金の決済

預金者の口座から引き落した資金は、あらかじめ申込書等で届出た内容（引落資金の入金日・引落資金の決済方法・引落資金の決済口座）に基づき入金します。

第 9 条 口座引落手数料の支払方法

- 預金口座振替の受付にあたっては、当行所定の口座引落手数料を申し受けます。**
- 口座引落手数料の支払方法は、あらかじめ申込書等で届出たとおりとします。**

第 10 条 停止通知

契約者が、引落依頼データを承認した後に預金口座振替による収納を停止するときは、当該預金者の氏名等を取りまとめ店に書面により通知するものとします。なお、停止の際は当行所定の手数を申し受けします。

第 11 条 預金口座振替結果

預金口座振替結果の照会は当行所定の時限より行えます。なお、契約者はあらかじめ申込書等により、預金口座振替結果の種類（全明細・不能明細）を届出るものとします。

第 12 条 領収書等の発行

当行は、預金者への領収書発行等はいりません。

第 13 条 通知・督促

当行は、預金口座振替に関して預金者に対する引き落とし済みの通知、および入金催促等はいりません。

第 14 条 引落不能分の再引き落とし

当行は、引落不能分の再引き落としは行いません。引落不能分を再度預金口座振替により引き落としするときは、契約者は次回の引落依頼の際に、データに当該引落不能分を加えるものとします。この場合、再引き落とし分と次回引き落とし分を同時に依頼するときであっても、その引き落としについて優先順位はつけられないものとします。

第 15 条 解約・変更の通知

預金者の申し出または当行の都合により、預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、契約者にその旨を通知します。ただし、預金者が当該指定預金口座を解約したときは通知しないものとします。

<<個人住民税納税>>

第 1 条 個人住民税納税の内容

当行は、契約者からの依頼によるデータ伝送を利用した方式で、契約者が特別徴収義務者として契約者の役員ならびに従業員（以下「従業員」といいます）に関わる市町村民税（以下「住民税」といいます）を各地方公共団体に

納付する事務を受託します。

第 2 条 納付指定場所

依頼人は、事前に納付先地方公共団体に対して、当行の本支店を納付指定場所（地方税法321条の5の第4項）とする指定願いを提出するものとします。

第 3 条 納付指定日

納付指定日は毎月10日（休日の場合は翌営業日）とします。

第 4 条 納付依頼

納付依頼データの伝送は、あらかじめ指定された当行所定の時限までに行うものとします。

第 5 条 取引限度額

- この取り扱いによる取引1回あたりの限度額は、当行所定の金額の範囲で、当行所定の書面により契約者が届出た金額とします。**なお、取引限度額を超えた納付依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。
- 当行は、この取引限度額を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

第 6 条 納付の成立

- 納付は、当行が納付依頼を承認し、納付資金と納税取扱手数料を受領したときに成立するものとします。**
- 以下の各号に該当する場合、当行はその納付依頼はなかったものとして取り扱います。
 - 決済口座が解約済みのとき。
 - 契約者から決済口座「納入資金及び取扱手数料決済口座」について、支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を完了しているとき。
 - 差押等やむを得ない事情があり、当行が納付を取り扱うことを不適当と認めたととき。

第 7 条 納付資金の決済

- 納付資金は、当行所定の日までに申込書等に記載した決済口座に入金してください。
- 当行は、依頼サービス規定<共通事項>第 1 条2項により、納付の依頼内容が確定した後、各種預金規定、当座勘定規定または当座貸越約定書等の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに納付資金および納税取扱手数料を、契約者の指定する決済口座から引き落します。なお、納付資金決済日に他の引き落としあるいは入金がある場合でも、取引は当行所定の順に行い、契約者が順位を指定することはできません。

第 8 条 納税取扱手数料

- 住民税納税の受付にあたっては、当行所定の納税取扱手数料を申し受けます。
- 納税取扱手数料は、当行所定の日までに申込書等に記載した決済口座に入金してください。

第 9 条 納付手続き

当行は納付依頼に基づき、納付先の地方公共団体あて納付指定日に所定の方法により納付手続きを行います。

第 10 条 領収書の発行

当行は納付完了後、契約者に対して領収書を交付します。

■■■■■■■■■■ 取引照会サービス規定 ■■■■■■■■■■

第 1 条 取引照会サービスの内容

データ伝送取引照会サービスとは、契約者からの端末による依頼に基づき、当行が契約者の指定する照会口座の振込入金明細・入出金明細・預金残高の口座情報をあらかじめ用意し、当行所定の方法で提供するサービスをいいます。

第 2 条 提供内容

- 照会口座**

取引照会サービス対象口座は、別途当行所定の方法で申し出た口座とします。
- 提供内容の変更・取り消し等**

(1) 契約者からの依頼に基づき当行が提供した口座情報は、その内容を当行が証明するものではありません。振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、既にお知らせした内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、変更・取消により生じた損害について、当行はその責任を負いません。

(2) 提供する口座情報は契約者が申込書等で申し出た当行所定の時刻を基準に提供できる内容であり、契約者が取引照会を行った時点の内容とは異なります。これにより生じた損害について、当行はその責任を負いません。

第 3 条 口座情報の保有期間

当行が提供する口座情報の保有期間は、当行所定の期間内とします。